

世界へ未来へ

9条連ニュース

代表 浅井基文／浅野健一／植野妙実子／小倉英敬
C・ダグラス・ラミス／常石敬一／常岡せつ子
中山弘正／樋口陽一／山家悠紀夫

主な記事

ロシアのウクライナ侵攻から憲法を学び直す	… 1
フクシマ事故と日本の原子力政策	… 2-3
各地区9条連から	… 4-5
映画	… 6
政治展望台	… 7

あけましておめでとうございます。今年は私たちが一層頑張らなければならぬ年となりました。このようないうことは嬉しいことではあります。しかし、2022年2月に始まつたロシアのウクライナ侵攻は今も続き、一向に解決の糸口は見えません。解決はただ一つ、侵略している国が撤退し、戦争責任が明らかにされることです。

この戦争は私たちにさまざまなことを思い知らせました。実際に戦争が起きたら、私たちは自由も権利も奪われるということです。戦争が起きたら、男女差別などというまでもなく、18歳から60歳の男は戦争に駆り出されます。権力は執行権者に委ねられ、批判することはできません。家も街もインフラ設備もめちゃくちゃです。暗い中で暖房もなく、身を潜めて暮らすことになるのです。だからこそ戦争をしてはいけない、戦争が起きる前に、外交力や政治力や多くの力を駆使して戦争を阻止しなければならない。日本国憲法は正しい道を示しています。前文では恒久の平和を念願している。人々の平和のうちに生存する権利も示しています。「戦争の放棄」を定め、9条1項は、侵略戦争を永久にしないと宣

言し、2項は、戦力の不保持・交戦権の否認を明らかにしています。こうした憲法の考え方を原則としては捉えつつも、徐々に拡大解釈し、専守防衛を基本として、9条2項が禁じているのは、「自衛のため必要な最小限度を超えた戦力」であると政府は解釈してきました。つまり戦力と自衛力を区別し、自衛力の保持を位置付けていました。その基

本である個別の自衛権を覆したのが、安倍政権下での2015年の安保法制の成立です。この成立はプロセスも内容も違憲のものです。「9条のもとで許される自衛の措置」の武力の行使の3要件の第一には、日本に対する武力攻撃の発生のみならず、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の場合にも、自衛の措置として武力行使が憲法上許され

ロシアのウクライナ侵攻から憲法を学び直す



共同代表 植野妙実子

長上に軍事大国化を進めるのが岸田政権です。GDP2%の防衛費の拡大を全くの議論なしに国際的な場所で明らかにしました。安保三文書改定は、さらなる基本方針の変更を意味します。最高法規である憲法は全く顧みられず、基準もプロセスも無視し、閣議決定を中心として議論のないままに進めています。「聞く力」や「決断と実行」等を掲げていますが、法治国家、立憲主義の基本を踏まえていません。基準となるのは最高法規である憲法です。それを受け戦争の現実を見れば、日本がすべきことは、国連の平和活動の強化に一層貢献し、周辺の国々と不可侵和平条約を結ぶことです。日米安保条約を日米平和条約に変更し、世界の平和を進めることです。「権現様の尾っぽ持ち」のようなことをいつまで続けるのか、アメリカ自体、権現様でもあるまいし。日本が経験した戦争の惨禍を踏まえ、自らの手で世界平和を積極的に作り出していく、そうした役割を果たすべきです。